

総学庶第1388号 昭和45年10月30日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 江上不二夫
(写送付先:文部大臣)

社会資料センター(仮称)の設置について(勧告)

標記のことについて、本会議第57回総会の議に基づき下記のとおり勧告します。

記

最近における科学・技術の急速で大規模な発展は、その結果としてかえって人間とその社会のあり方についての根本的な問いをわれわれに投げかけるに至っている。

ひるがえってわが国の人文・社会科学の現状を見ると、現代のわが国の社会状況を正確に反映し、かつわが国社会のあり方を具体的に明らかにするための重要な諸資料が急速に散逸、消滅しつつあり、このことは社会問題の研究にとってきわめて大きな障害となっている。今にしてそれら諸資料の収集と保存のための努力が払われないならば、今後の社会発展のうえからいって取りかえしのつかぬ悔いを残すおそれがある。

この状況に対処するための第一歩として、早急に「社会資料のセンター」を設立し、現存諸資料の所在を明らかにし、必要に応じてこれを収集し、系統的、組織的な保存を行ない、さらにこれを整理して各方面の活用に資することがきわめて重要であると考える。政府は、このような「社会資料センター」の必要性にかんがみ、可及的すみやかにその実現を図るために努力されたい。

〔設置理由とその緊急性〕

日本学術会議は、人文・社会科学の振興のための方策として、(1)人文・社会科学研究体制の現状の整備・充実、(2)人文・社会科学総合研究機関の設置、(3)資料センターの設置および重要部門における共同利用研究所の設置の3つの目標を立て、第1の研究体制の整備・充実については、昭和36年5月17日付内閣総理大臣あての勧告として、第2の大規模なプロジェクト研究を行なう「姿なき研究所」案については、昭和37年5月15日付の内閣総理大臣あての勧告として提出した。この勧告は、以上の2つの勧告のあとをうけて、第3の資料センターについて当面最も必要とされるものの実現を求めるものである。

本会議は、すでにわが国の歴史資料について、その保存・利用の方途を図られたい旨の勧告を行なったが(昭和44年11月1日)今回の勧告は、社会問題を究明し、その解決を促進するうえで必要な諸資料を積極的に探索・発掘して、その整理・保管・利用の方途を講じうる機関の設置を求めるものである。

およそ研究者にとって文献・資料類が組織的に収集・整理され、共同利用に供されることが必要であることは言うまでもない。しかし、そうした機関が全国的な規模をもつものとして設置され、適切なサービスが利用者にたいして保証されるうえでわが国の現状はかなり立ち遅れていると言わざるをえない。ことに図書・文献と区別される意味での資料・文書については、「公文書」「古文書」の一部を除いて、保存・利用の方途はほとんど存在しない。諸外国において National Archive, Public Record office, Archives Nationales, Sozial archiv などの名称をもつ大規模な公共機関が設けられて多大の便宜を与えていることと対照的である。

今回の勧告は、人文・社会科学のすべての領域をおおう包括的な機関の設置を求めるものではなく、とくに社会問題、社会調査の諸記録・文書の整備・利用を図ることを目的としている。しかし将来の整備、拡充を待つことによって、この機関がより広汎な文献・資料類の整備計画の一環として役立つに至るであろうことを期待するものである。

以下、この計画の重要性と緊急性について簡単に述べよう。

- (1) 今日の人文社会諸科学は、実証的基礎を豊かにし正確なものとすることを強く要求されている。一方では、多様で豊富な情報が社会によって提供されると同時に、それを処理する方法や技術も進歩している。正確で綿密な研究活動のためには、データの収集と利用の公共性を高めなければならない。
- (2) 現代の社会では、ぼう大な資料が作られると同時に、それが無計画に消滅している。したがって、今日の時点で意識的な対応を試みないかぎり、社会問題に関する貴重な知見や経験は蓄積されないままに消失することとなる。例えば、官庁や大学が従来実施してきた統計調査や実態調査における原表や個表は研究上きわめて利用価値の大きいものであるが、それらがいたずらに死蔵され、あるいは保存場所の関係から空しく廃棄されることも少くない。必要な資料の選択的な確保の方途を図らなければならぬ。
- (3) 必要資料の系統的・組織的な収集の機関が確保されることは、他方では諸機関や諸個人がたまたま入手した諸資料の保管や便宜供与の負担からまぬがれることである。機関や個人の活動力はそれによっていっそう高められるであろう。
- (4) 必要資料の確保は、国や自治体の政策立案にとって有益であるばかりでなく、正確で豊富な情報を必要とするいわゆる「知識産業」にとっても、この種の施設は不可欠のものとなるであろう。
- (5) 戦後の日本が経験した急速な社会変動と、経済発展のプロセスは、わが国の歴史にとってのみならず、世界史的観点からいってもきわめて注目すべきものであり、それを反映する諸記録やデータは今日直ちに整備に着手しなければ機会を逸すこととなり、また今後の社会発展を図るうえからいっても大きな損失を招くことは明らかである。

〔社会資料センターの構想〕

1 目的および性格

主として戦後日本の社会状況を反映する諸基礎資料の収集と整理を行ない、人文・社会科学研究のための基礎条件を整えるとともに、社会問題の解決に資することを目的とする。その管理方式は、日本学術会議の意見を徵して定めるものとし、事業方針の決定等については日本学術会議の同意を得るものとする。本センターの運営に当っては、関連する諸学会を代表する専門家の協力のもとに行なわれることを必要とする。なお、将来の増設を期待するが、さしあて1か所に設置を求める。また、本センターは研究者以外の各方面の利用に供せられるものとする。

2 事業

- (1) 主として戦後日本における社会問題、社会調査に関する資料の調査、収集、整理、保存および閲覧に供すること（ここでいう資料とは、官庁、大学、諸団体、個人が公開を目的とし、あるいは予想して作成した文書類であって、固有の意味での公文書および学術書とは見なされないものを指す。この種の資料のうち、いかなるものをどの程度に収集するかは、専門分野ごと

に研究者の協議によって決められるべきである。また閲覧についても無条件の公開をあらかじめ義務づけるものではなく、資料の性質や資料提供者の意志にしたがって、取扱い上の相違が生じることがある。)

- (2) 内外の研究資料に関する情報の収集、整理、公開、伝達。
- (3) 資料目録、研究資料解題、複写、複製、索引などの作製。
- (4) 外部の研究機関および研究者との共同研究、共同事業の推進。
- (5) 利用者にたいする情報・複写提供などのサービス業務。

3 機構

本センターの事業を遂行するために、次の4部7課2室を置く。

(1) 調整部

企画調整課（業務全体に関する企画・調査、関係機関との連絡、社会資料センター・ニュースの編集などに関する業務）

調査課（資料に関する情報収集・調査・考証・解題・翻訳などに関する業務）

(2) 資料管理部

資料収集課（資料の収集・録音・録画などに関する業務）

資料管理課（資料の分類・整理・保存・管理などに関する業務）

資料索引課（資料目録・索引の作製などに関する業務）

(3) サービス部

資料閲覧室（資料閲覧に関するサービス業務）

資料相談室（利用者に対する資料に関する相談、資料の複写の提供などのサービス業務）

(4) 総務部

庶務課

会計課

4. 設備、建設費総計 約 7億5000万円

(1) 建物、事務室、会議室、閲覧室（一般・特別）

書庫（250万冊収容）を含め、延面積13,360m²（約4000坪）

坪当り単価15万円 建設費約600,000千円

内訳 部屋数約20

書庫 1m²当り225冊収容

延 11,125m²

(2) 付帯設備

エレベーター、書庫リフト、エレコンパック、電子計算機、撮影機 マイクロ・リーダー、ゼロックス、空調装置、録音録画装置、印刷機、その他 計150,000千円

5. 所要人員 110人

センター長 1人

(1) 調整部長 1人

企画調整課 11人（課長1人 課員10人）

調査課 13人(課長1人 課員12人)

(2) 資料管理部長 1人

　　資料収集課 11人(課長1人 課員10人)

　　資料管理課 11人(課長1人 課員10人)

　　資料索引課 11人(課長1人 課員10人)

(3) サービス部長 1人

　　資料閲覧室 7人(室長1人 課員6人)

　　資料相談室 7人(室長1人 課員6人)

(4) 総務部長 1人

　　庶務課 9人(課長1人 課員8人)

　　会計課 13人(課長1人 課員12人)

ほかに技術職員5人, 守衛3人, 務務4人

6 年間経常費見込み 3億8300万円

(内訳)

人件費	143,000千円
資料費	150,000千円(5万点購入)
資料収集旅費	6,000千円
調査費	4,000千円
庁費	80,000千円

備考

立地条件のいかんによっては、利用者のための宿泊施設を必要とする。

8-31

総学庶第1389号 昭和45年10月30日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 江上不二夫

(写送付先: 人事院総裁, 文部大臣)

大学院学生など無給研究者の研究災害補償制度の確立等について(勧告)

標記のことについて、本会議第57回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

大学院生、奨励研究員、いわゆる副手、研究生など大学において報酬を得ることなく研究、診療等に従事する者(以下「院生等」という。)が研究、実験、診療等を行なうについて被る傷病、障害、死亡などの災害(以下「研究災害」という。)に関しては、周知のように、現行法上、なんらの補償制度もない。このことは、多くの有為な若い研究者が安んじて学問研究、診療等に従事することを困難にするものであり、学術、文化の進展を期するうえからもはなはだ遺憾なことといわねばならない。

このため、つとに関係各方面から、院生等の研究災害に対する補償制度の確立について早急に検討するよう本会議に対して切実な要望が寄せられ、本会議としても、さきに調査を行なって、本制